

情個審第 9 号

令和5年7月6日

茨城県教育委員会
教育長 森作 宜民 殿

茨城県情報公開・個人情報保護審査会
委員長 古屋 等

保有個人情報部分開示決定に対する審査請求について（答申）

令和4年9月14日付け高教諮問第1号で諮問のありました下記事案について、別紙のとおり答申します。

記

「本人に係るパワーハラスメント事情聴取記録」部分開示決定に係る審査請求事案

（個人情報諮問第103号）

（個人情報答申第98号）

第1 審査会の結論

実施機関が令和○年○月○日付け高教指令第7号により行った部分開示決定については、別表2の「保有個人情報が記録された文書の名称」欄に掲げる保有個人情報にあっては、これを特定の上、改めて開示決定又は不開示決定をすべきであり、別表3の「開示相当部分」欄に掲げる部分にあっては、部分開示決定を取り消し、当該部分を開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 保有個人情報の開示請求

令和○年○月○日、審査請求人は、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、茨城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、次に掲げる内容の保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

「○○○○○○○ パワーハラスメント 令和○ ○/○、○/○、
○/○ 事情聴取の記録 」

2 実施機関の決定及び通知

令和○年○月○日、実施機関は、条例第18条第1項の規定に基づき、本件開示請求に係る保有個人情報を特定し、別表1の「不開示部分」欄に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）について、同表の「不開示理由」欄に掲げる理由により不開示とする保有個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付け高教指令第7号（以下「本件通知書」という。）により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和○年○月○日、審査請求人は、実施機関が行った本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の黒塗り部分を全て開示するとの裁決を求める。

実確認が困難となるおそれがないのであろうか。口頭では開示できても、文書では開示できないことの違いが分からないので、是非、説明していただくことを希望する。

高校教育課は、審査請求人に対し、担当者間で相反する答えを口頭でしているが、視覚で理解できる文書で報告を受けたいと思い、本件開示請求を行うことを決断した。文書で開示した方が、審査請求人はよく理解できる。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分の妥当性について

(1) 不開示情報の該当性について

ア 条例第14条第3号関係について

条例第14条は、開示請求に係る保有個人情報であって開示することができない情報について規定し、同条第3号において、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

本件記録における被聴取者の年齢は、被聴取者の氏名とともに記載されていることから、個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであると認められるため、条例第14条第3号本文に該当する。

なお、当該情報は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報には当たらないため、同号ただし書アに該当する事情は認められない。

また、当該情報の開示と審査請求人の生命、健康、生活又は財産の保護との関連性は認められないため、同号ただし書イに該当する事情は認められない。

さらに、当該情報は、公務員等の職務遂行に係る情報には当たらないため、同号ただし書ウに該当する事情は認められない。

イ 条例第14条第7号関係について

条例第14条第7号において、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であ

って、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、これを不開示としている。

事情聴取は、被聴取者の全面的な協力があつてなし得るものであり、当該聴取の内容を開示すると、被聴取者が相手側に自身の発言内容を知られることを懸念し、開示されることを意識した発言や当該聴取への協力を拒否するなど情報提供等の協力が得られず、懲戒処分等の検討に不可欠な事実確認が困難となるおそれがあり、今後の同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第14条第7号に該当する。

(2) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

(3) 結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件開示請求に係る保有個人情報について

本件開示請求に係る保有個人情報は、本件記録に記載された保有個人情報(以下「本件保有個人情報」という。)であると認められる。

2 本件処分の妥当性について

(1) 本件処分に係る保有個人情報の特定について

本件記録のうち、令和〇年〇月〇日事情聴取の記録の4ページ8行目及び6ページ2行目の部分には、本件記録と一体となる資料の存在をうかがわせる情報が記録されており、当該資料に審査請求に係る保有個人情報が記録されている場合は、本件開示請求に係る保有個人情報としての特定から漏れているということになる。

そこで、当審査会が、当審査会事務局職員をして、当該資料について実施機関に質問させたところ、実施機関から、当該資料は、本件記録に添付されたものであり、その内容は、本件記録に係る事情聴取の被聴取者である特定の個人が、審査請求人について及びパワーハラスメントの訴えに対する自らの見解を記載して、実施機関に提出した文書であるとの回答があつた。

そうすると、本件保有個人情報は、本件記録に記載された保有個人情報

であるということが出来るから、当該資料に記載された保有個人情報についても、本件開示請求に係る保有個人情報として特定し、改めて開示又は不開示の判断を行うべきである。

(2) 条例第14条第3号該当性について

条例第14条第3号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもので、同号ただし書に掲げる情報を除いたものを、不開示情報としている。

これを本件処分についてみると、実施機関が、本件処分において、条例第14条第3号に該当するものとして不開示とした本件記録中の「開示請求者以外の個人の年齢」（以下「本件不開示情報1」という。なお、実施機関は、別表1のとおり、本件記録のうち、令和○年○月○日事情聴取の記録、同年○月○日事情聴取の記録及び同年○月○日事情聴取の記録に、それぞれ本件不開示情報1が記録されているものとして、本件処分を行っているが、同年○月○日事情聴取の記録には、本件不開示情報1に相当する記録は見当たらないことから、以下においては、同年○月○日事情聴取の記録及び同年○月○日事情聴取の記録に記録された当該特定の個人の年齢について判断することとする。）は、審査請求人以外の公務員である複数の特定の個人の年齢であり、当該特定の個人に係る他の情報と照合することにより、当該特定の個人を識別することができることとなるものであるから、同号本文に該当すると認められる。

その上、当該特定の個人の年齢について、同号ただし書アからウまでに掲げる情報のいずれかに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、本件不開示情報1は、同号の不開示情報に該当するものと認められる。

ただし、本件記録のうち、令和○年○月○日事情聴取の記録の1ページ目4行目18文字目等の部分（別表3の通番1に掲げる開示相当部分）の「歳」との表記は、他の情報と照合したとしても、当該特定の個人を識別することはできず、同号の不開示情報に該当するとは認められないから、当該部分については、開示すべきである。

(3) 条例第14条第7号該当性について

条例第14条第7号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共

団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを、不開示情報としている。

そして、実施機関は、別表 1 のとおり、本件処分において不開示とした部分で、条例第 14 条第 3 号に該当するとした部分以外の部分（以下「本件不開示情報 2」という。）を、本件申告書を基にした質問に対する回答（以下「質問に対する回答」という。）であり、同条第 7 号に該当するとしている。

この点について、以下、順次検討することとする。

ア 本件記録のうち、令和〇年〇月〇日事情聴取の記録の 7 ページ 16 行目 13 文字目から 25 文字目までの部分について

当該部分には、特定の教諭と審査請求人との私的な関係性に関する情報が記録されていることが認められる。

当該部分については、その記載のされ方からは、質問に対する回答であるとまでは認められないが、当該情報は、審査請求人以外の特定の個人に関する情報で、当該特定の個人を識別することができるものであることから、条例第 14 条第 3 号本文に該当すると認められる。

その上、当該部分の内容は、公務員の職務遂行の内容に係るものとは認められないから、同号ウに掲げる情報に該当するとは認められないほか、同号ア又はイに掲げる情報に該当するとすべき事情も認められない。

したがって、当該部分は、条例第 14 条第 7 号ではなく、同条第 3 号により不開示とするのが相当であった。

なお、当該部分が条例第 14 条第 7 号の不開示情報に該当するとして行った、当該部分を不開示とする部分開示決定を取り消したとしても、上記のとおり、当該部分は、同条第 3 号の不開示情報に該当するとするのが相当であるから、当該部分を不開示とする部分開示決定を取り消すまでには至らない。

イ 本件記録のうち、令和〇年〇月〇日事情聴取の記録 1 ページ 29 行目 1 文字目及び 2 文字目等の部分（別表 3 の通番 2 に掲げる開示相当部分）について

当該部分には、質問に対する回答を行った審査請求人以外の公務員である個人の姓が記録されていることが認められる。

そうすると、当該部分については、質問に対する回答であるとは認められず、条例第 14 条第 3 号ただし書アの慣行として開示請求者が知ることができる情報に該当するとするのが相当である。

そのほか、当該部分は、条例第 14 条各号に掲げる不開示情報のいずれ

かに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、当該部分は、開示すべきである。

- ウ 本件記録のうち、令和○年○月○日事情聴取の記録の9ページ10行目1文字目から19文字目までの部分（別表3の通番3に掲げる開示相当部分）について

当該部分には、審査請求人及び審査請求人以外の特定の教諭の出勤状況に関する情報が記録されていることが認められる。

当該部分については、その記載からは直ちに質問に対する回答であるとまでは認められず、また、当該教諭の私的な情報が含まれていないから、条例第14条第3号ただし書ウの公務員の職務遂行の内容に関する情報と認められる。

そのほか、当該部分については、条例第14条各号に掲げる不開示情報のいずれかに該当するとすべき事情は認められない。

したがって、当該部分は、開示すべきである。

- エ 本件記録のうち、令和○年○月○日事情聴取の記録の4ページ8行目及び6ページ2行目の部分（別表3の通番4に掲げる部分）について

当該部分には、本件記録と一体となる資料の存在をうかがわせる情報が記録されていることが認められる。

当該部分そのものについては、質問に対する回答とは認められず、条例第14条各号に掲げる不開示情報のいずれかに該当するとすべき事情も認められないから、当該部分については、開示すべきである。

- オ 本件記録のうち、令和○年○月○日事情聴取の記録の4ページ7行目及び9行目等の部分（別表3の通番5に掲げる部分）について

当該部分には、事情聴取を行った職員が質問した項目に関する情報が記録されていることが認められる。

そうすると、当該部分については、質問に対する回答であるとは認められず、条例第14条各号に掲げる不開示情報のいずれかに該当するとすべき事情も認められないから、開示すべきである。

- カ 本件記録のうち、令和○年○月○日事情聴取の記録の4ページ10行目1文字目から8文字目までの部分（別表3の通番6に掲げる部分）について

当該部分には、職員室に在席する職員の人数が記録されていることが認められる。

当該部分については、その前後の記載から、質問に対する回答であるとは認められるが、職員室に在席する職員の人数は、条例第14条各号に掲げる不開示情報のいずれかに該当するとすべき事情は認められないから、

開示すべきである。

キ 本件不開示情報2のうち、上記アからカまでにおいて述べた部分以外の部分には、本件記録に係る事情聴取において、被聴取者である特定の個人の氏名や聴取した項目に関する情報などのほか、個々の被聴取者毎の回答の内容が、具体的かつ詳細に記録されていることが認められる。

これらの記録を開示すると、既に被聴取者である特定の個人の氏名が開示されているため、特定の個人が、聴取側の質問に対して、どのような回答を行ったのかが明らかになることから、今後の同様の事情聴取において、被聴取者が、自身の発言の内容を関係者に知られて、批判、非難等を受けることをおそれ、事情聴取への協力を拒んだり、事情聴取に応じたとしても、率直な回答や供述を行うことを躊躇する等により、正確な事実関係の把握が困難になる等、実施機関におけるパワーハラスメント事案等の調査に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報2のうち、上記アからカまでにおいて述べた部分以外の部分は、条例第14条第7号に該当すると認められるから、実施機関が当該部分を不開示としたことは、妥当である。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、上記第3の2(2)ウのとおり、実施機関は、話合いの中で、特定の教諭達への聴取内容を口頭で開示しているところ、なぜ文書では回答できないのか、両者の違いが分からず、理解に苦しむ旨主張している。

この点について、当審査会が、当審査会事務局職員をして、実施機関に確認させたところ、実施機関からは、審査請求人のいう口頭による開示は、審査請求人の質問に応じる形で、被聴取者が特定されることがないようにしながら、事情聴取の結果の概要を口頭で説明したものと回答があった。

これらの審査請求人の主張及び実施機関の説明からは、本件処分において不開示とされた部分を開示すべきとする特段の事情は認められない。

また、審査請求人のその他の主張についても、上記の各判断に影響を及ぼすものとは認められない。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のように判断する。

4 付言

(1) 茨城県行政手続条例（平成7年茨城県条例第5号）第8条第1項の規定により、行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分を

する場合は、申請者に対し、同時に、その理由を示さなければならないとされ、また、同条第2項において、当該処分を書面でするときは、その理由は、書面で示さなければならないとされている。

また、条例第18条第1項の規定に基づく保有個人情報部分開示決定は、上記の許認可等を許可する処分に該当すると解される。

そして、この点に関し、最高裁判所平成4年12月10日第1小法廷判決は、開示請求者において、所定の非開示理由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示理由の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等と相まって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、理由の付記としては十分ではないと判示している。

これを本件処分についてみると、実施機関は、本件通知書の別紙の表の「理由」欄に、「茨城県個人情報の保護に関する条例第14条第7号関係 事情聴取の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と記載しているが、このような記載だけでは、審査請求人において、不開示とした情報が公開されることによって、事情聴取の性質上、どのような支障が生ずるおそれがあることとあって同号の不開示情報に該当するのかということについて、保有個人情報の種類、性質等と相まって知ることができるものとは認められないことから、理由の付記として十分なものとは言い難い。

- (2) また、上記2(2)において述べたとおり、実施機関は、本件記録のうち、令和〇年〇月〇日事情聴取の記録には、本件不開示情報1が記録されていないにもかかわらず、これが記録されているものとして、本件処分を行っており、この点、正確な事務処理が行われていなかったといわざるを得ない。
- (3) したがって、実施機関においては、今後、同様の事務処理を行うに当たっては、可能な限り具体的な理由の付記や、正確な事務処理に十分留意することが望まれる。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和4年 9月14日	諮問受理
令和4年12月16日	審査(令和4年度第9回審査会第一部会)
令和5年 1月20日	審査(令和4年度第10回審査会第一部会)
令和5年 2月17日	審査(令和4年度第11回審査会第一部会)

令和5年 6月30日	審査（令和5年度第 3回審査会第一部会）
------------	----------------------

別表 2

	保有個人情報が記録された文書の名称
1	令和○年○月○日事情聴取の記録 4 ページ 8 行目 2 文字目から 5 文字目までの「別添資料」
2	令和○年○月○日事情聴取の記録 6 ページ 2 行目 2 文字目から 5 文字目までの「別添資料」

別表 3

保有個人情報記録された文書の名称：令和〇年〇月〇日事情聴取の記録

通番	ページ	開示相当部分
1	1 ページ	4 行目 1 8 文字目
		5 行目 1 2 文字目
		6 行目 1 5 文字目
		7 行目 1 0 文字目
		8 行目 1 0 文字目
		1 0 行目 1 6 文字目
	6 ページ	1 1 行目 1 7 文字目
	7 ページ	1 6 行目 1 2 文字目
8 ページ	1 9 行目 1 2 文字目	
2	1 ページ	2 9 行目 1 文字目及び 2 文字目
	2 ページ	1 6 行目 1 文字目及び 2 文字目
		2 4 行目 1 文字目及び 2 文字目
	3 ページ	8 行目 1 文字目及び 2 文字目
		1 4 行目 1 文字目及び 2 文字目
		2 0 行目 1 文字目及び 2 文字目
	5 ページ	1 0 行目 1 文字目及び 2 文字目
6 ページ	1 8 行目 1 文字目及び 2 文字目	
3	9 ページ	1 0 行目 1 文字目から 1 9 文字目まで
4	4 ページ	8 行目
	6 ページ	2 行目
5	4 ページ	7 行目及び 9 行目
	6 ページ	1 行目及び 3 行目
	7 ページ	6 行目及び 9 行目
	8 ページ	2 行目及び 1 3 行目
6	4 ページ	1 0 行目 1 文字目から 8 文字目まで

1 行数は、罫線を数えない。

2 文字数は、句読点、括弧、記号及び半角文字も 1 文字と数え、空白は数えない。